

厚木市障害者雇用奨励交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の障害者の雇用の安定と促進を図るため、雇用主に対し予算の範囲内において厚木市障害者雇用奨励交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1号から第6号までに規定する障害者をいう。
- (2) 雇用率 法第43条第2項に規定する障害者雇用率をいう。
- (3) 中小企業者 従業者数が300人以下の企業をいう。
- (4) 常用雇用 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者として雇用することをいう。

(交付の対象)

第3条 交付金は、毎年8月1日（以下「基準日」という。）において次の各号のいずれにも該当する中小企業者に交付するものとする。

- (1) 市内で1年以上継続して事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業を除く。）を営んでいること。
- (2) 次に掲げる障害者を常用雇用していること。
 - ア 市内の事業所に常用雇いで1年以上継続して勤務していること。
 - イ 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること、又は身体障害者若しくは知的障害者であることを証する書類の交付を受けていること。
- (3) 事業所全体かつ市内事業所で雇用率を達成していること。
- (4) 市税を完納していること。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

- (1) 毎年基準日まで3箇月以上継続して市内に住所を有する前条第2号に規定する障害者 1人につき10万円
- (2) 基準日において市内に住所を有する前条第2号に規定する障害者（前号に該当する者を除く。）又は市外に住所を有する前条第2号に規定する障害者 1人につき5万円

(交付の期間)

第5条 交付金の交付の期間は、第3条第2号の障害者を雇用した日から1年を経過した日以後最初に到来する基準日から起算して10年を限度とする。ただし、厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年条例第2号）第5条に規定する雇用奨励金の交付を受けた障害者に係る交付金については、初年度については交付

しないものとし、翌年度の基準日から起算して9年を限度とする。

- 2 前項に規定する交付の期間について、既に雇用している従業員で新たに身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者若しくは知的障害者であることを証する書類の交付を受けた者については、当該手帳又は当該書類の交付日から障害者として雇用したものとみなす。

(交付金の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、厚木市障害者雇用奨励交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、基準日から基準日の属する月の末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、第5号及び第6号の書類にあっては、市長が申請者の市税の納付状況及び申請に係る障害者の住民記録を確認することについて、申請者及び当該障害者が同意した場合に限り、省略することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し。ただし、身体障害者手帳又は療育手帳を所持しない者は、身体障害者又は知的障害者であることを証する書類
- (2) 雇用保険被保険者資格取得年月日が確認できるもの
- (3) 障害者雇用内訳書
- (4) 役員等一覧表
- (5) 市税の納付状況が分かる書類
- (6) 申請に係る障害者の住民票

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付金の交付を決定したときは厚木市障害者雇用奨励交付金交付決定通知書を、交付金の不交付を決定したときは厚木市障害者雇用奨励交付金不交付決定通知書により申請者に通知する。

- 2 前項の規定により、交付金の交付決定を受けた申請者が、交付金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第8条 市長は、交付金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたものと認められるときは、交付金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において改正前の厚木市身体障害者雇用奨励交付金交付要綱の規定により交付金の交付を受けていた者は、この要綱による改正後の厚

本市身体障害者雇用奨励交付金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）により交付を受けていたものとみなす。この場合において、改正後の要綱第5条に規定する期間に既に交付を受けていた期間を通算するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において改正前の厚木市障害者雇用奨励交付金交付要綱の規定により交付金の交付を受けていた者は、この要綱による改正後の厚木市障害者雇用奨励交付金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）により交付を受けていたものとみなす。この場合において、改正後の要綱第5条に規定する期間に既に交付を受けていた期間を通算するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において改正前の厚木市障害者雇用奨励交付金交付要綱の規定により交付金の交付を受けていたものが、交付の対象となった障害者について引き続き交付を申請する場合の交付の期間は、交付を開始した年から起算して10年とする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において改正前の厚木市身体障害者雇用奨励交付金交付要綱の規定により交付金の交付を受けていた者は、この要綱による改正後の厚木市身体障害者雇用奨励交付金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）により交付を受けていたものとみなす。この場合において、改正後の要綱第5条に規定する期間に既に交付を受けていた期間を通算するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。